令和	4年度 一般会計歳出	第11款 1 項 1 目 国際園芸博覧会推進事業 12節(01) 委託料(費用)
		国際園芸博覧会推進課 西堀
		電話 045-671-4627
		設計書
1	委 託 名	令和4年度 国際園芸博覧会に関する横断幕等の管理等委託
2	履行場所	横浜市内
3	履行期間	契約締結の日から令和5年3月31日まで
4	契 約 区 分	確定契約
5	その他特記事項	特に無し
6	支払い方法	(1) 前払い金 なし (2) 部分払い なし
7	委託 概 要	(1) 掲出状況の点検対応 1 式 (2) 一時的な貼り換え時の対応(一時撤去、保管、再設置)、緊急対応 1 式 (3) 個別の掲出対応 1 式 (4) 諸経費 1 式

横浜市都市整備局

<u>委</u>	託	代	金	額			¥				
											_
内	訳		1	業 務	価	格			¥		
				 肖費税 <i>]</i>			 費税相		¥	 	

費	目	細別	数量	単位	単価	金	——— 額	摘	要
		掲出状況の点検対応	1	式					
	(2)	一時的な貼り換え時の対応 (一時撤去、保管、再設 置)、緊急対応	1	"					
	(3)	個別の掲出対応	1	"					
	(4)	諸経費	1	"					
業務	価格								
消費税及び地	方消费税相当额							10%	
業務	委託料								

横浜市都市整備局

国際園芸博覧会に関する横断幕等の管理等委託 業務説明資料

1 目的

2027年の横浜における国際園芸博覧会の開催に向けた広報 PR・機運醸成を目的として、 国際園芸博覧会に関する横断幕・懸垂幕(以下「幕類」という。)の管理、緊急時対応等 を行う。

2 履行場所

横浜市内

3 業務内容

令和3年度以前に掲出等した幕類の管理等について、次の(1)~(5)の業務を行う。

(1) 掲出状況の点検対応

契約締結後、速やかに掲出状況を把握するために、全箇所を点検し、必要に応じてメンテナンス等を行う。初回点検を含め、年度間に最低2回の掲出状況の点検を行い、委託者に報告する。

なお、点検日時や順番は委託者と協議の上、決定する。

(2) 一時撤去等の対応(一時撤去、保管、再設置)

設置場所において、他団体の幕類設置等に伴い幕類の一時撤去・移設が必要となった場合は、既存幕類の劣化・破損状況を確認・報告の上、委託者の指示に基づき、幕類の一時撤去・移設、保管、再設置を行う。

また、1か所・1枚の撤去又は再設置作業を1回とした場合、最高5回程度の現地対応を行う想定であり、これを超える場合の費用負担は、別途、委託者と協議の上決定することとする。

なお、幕類が劣化・破損等により使用に耐えない場合は、委託者の指示のもと、当該 幕類の処分等を行う。

※幕類の再製作や修繕に要する費用は、本委託に含まない。

(3) 緊急時の対応

荒天時等には、(2)の範囲内で委託者の求めに応じて緊急対応を行う。受託者は、緊急対応を行うため、委託者の指示により 24 時間対応できる体制を構築し、緊急連絡先等を事前に委託者へ提出すること。

(4) 個別の掲出対応

令和3年度に製作した高速道路の高架橋用の横断幕1点について、掲出対応を行う。 掲出に際しては、掲出予定場所(「堀合橋」(瀬谷区五貫目町付近)を想定。)の確認や 施設管理者等への調整等の必要な対応を委託者の指示に基づき行う。

また、掲出予定場所への設置が困難な場合は、代替設置場所を提案するなど、適宜、 委託者と協議の上、業務の遂行に努めること。

なお、当該横断幕は、契約締結後、委託者から受託者へ提供する。

※(4)に要する設置作業等は、(2)の回数(最高5回程度)には含まない。

(5) 対応報告

(1)~(4)の対応を行った場合は、対応内容や実施状況がわかる写真等を報告書としてとりまとめ、実施後、原則2週間以内に委託へ報告書を提出する。

4 掲出場所・数量

掲出等した幕類の詳細は、別紙「掲出状況一覧」を参照すること。

5 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

6 その他

・業務に際して、委託者及び施設管理者(掲出場所の担当者を含む)等と適宜、連絡・調整し、スケジュール等計画的な遂行を行うこと。

また、業務の履行に際し、施設管理者等への申請や許可等が必要な場合は、その手続きや必要書類等の作成について、適宜、委託者と協力し、業務の遂行に努めることとする。

- ・受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- ・委託者からの提供物があった場合に、受託者がこれを紛失又は破損した場合は、受託者 の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- ・他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。
- ・本仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義が生じた場合及び業務上重要な事項 の選定については、あらかじめ委託者に連絡の上、指示または承認を受けること。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款を遵守すること。

別紙 掲出状況一覧

※本資料は、掲出場所や幕類の形状等を参考にお示しするものです。 契約締結時点で、設置状況等が変更になっている場合があります。

01 磯子区役所

設置場所	区役所屋上の柵		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W4,500×H900





02 港南区役所

設置場所	区役所駐車場入口の手前		
仕様	懸垂幕、メッシュターポリン、防炎加工	サイズ	W950×H6,800







設置場所	区役所2Fベランダ					
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W8,000×H1,000			







04 金沢区役所

設置場所	消防署の上部					
仕様	懸垂幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W1,000×H9,000			







05 鶴見区役所

設置場所	区役所正面入口のガラス扉				
仕様	再剥離シート、片面	サイズ	W650×H2,300		





06 港北区役所

設置場所	区役所と港北公会堂間の自由通路(区役所の壁)		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W4,000×H1,000







7 緑区役所

設置場所	区役所入口前の自由通路				
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工、両面印刷	サイズ	W4,700×H700		







08 神奈川区役所

設置場所	消防署の上部		•
仕様	懸垂幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W800×H12,400







09 保土ケ谷区役所

設置場所 駐車場の入口(区役所本館と別館の間)

仕様 横断幕、ターポリン、防炎加工

サイズ

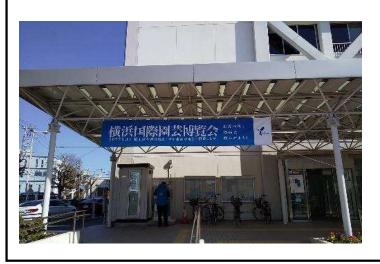
W4,500×H900





10 西区役所

設置場所	区役所正面入口		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工、両面印刷	サイズ	W4,250×H720







11 南区役所

設置場所 消防署正面の右側壁面

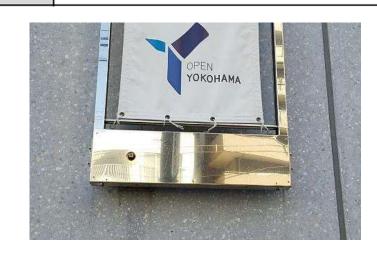
仕様 懸垂幕、ターポリン、防炎加工

サイズ

W700×H6,400







12 旭区役所

 設置場所
 区役所屋上の柵

 仕様
 横断幕、ターポリン、スリット加工
 サイズ
 W4,500×H900







13 瀬谷区役所/横断幕

設置場所	区役所2F入口付近の柵(二ツ橋公園側)		
仕様	横断幕、ターポリン、スリット加工	サイズ	W6,300×H700







14 瀬谷区役所/懸垂幕

設置場所	区役所正面入口		
仕様	懸垂幕、メッシュターポリン	サイズ	W850×H7,000







15 瀬谷駅南北自由通路

設置場所	改札口正面のガラス窓上
------	-------------

仕様 横断幕、ターポリン、防炎加工 サイズ

W4,500×H900







泉区役所 **16**

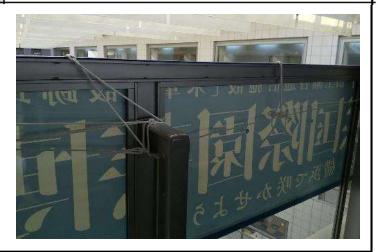
設置場所	│ 区役所内4F手すり

サイズ 仕様 横断幕、ターポリン、防炎加工

W4,500×H900







17 青葉区役所

設置場所	区役所内		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W4,000 × H900





18 都筑区役所

設置場所	区役所周辺		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W8,000 × H1,000





19 水押橋

設置場所	東名高速道路 高架橋(瀬谷区五貫目町付近)		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W12,500 × H800





20 堀合橋(予定)

設置場所	東名高速道路 高架橋(瀬谷区五貫目町付近)		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W11,700 × H800

【横断幕イメージ】

2027年国際園芸博覧会を横浜・上瀬谷で開催します!



※こちらは、本委託内で新規設置(予定)を行うものです。 横断幕は、契約締結後、委託者から受託者へ提供します。